

不二九

2023 / 1



三月是陰陽相交の月



©Bokunen's Art



村松法律事務所

札幌弁護士会所属

広告

[ご挨拶]

所長弁護士 村 松 弘 康

2023年のアネモス（神風）

19名の弁護士と専門家の力をあわせた戦略的協働によって
問題解決能力を強化

—03

弁護士 畑 木 康 裕

転ばぬ先の杖

—06

弁護士 田 島 麻紀子

仕事に精進

弁護士 藤 野 寛 之

弁護士会務と弁護士業務の拡大

弁護士 脇 山 正 幹

紛争の未然防止

—07

弁護士 清 水 啓 右

Web会議で打ち合わせの効率化

弁護士 本 池 俊 夫

裁判前の異議申立の活用

弁護士 内 田 健 太

裁判官としての経験を踏まえた弁護士の訴訟活動の在り方

—08

弁護士 村 松 康 之

顧問契約の活用により紛争の予防を図る

弁護士 大 崎 智 也

事前の対策による企業の成長を目指して

弁護士 柴 野 淳一郎

労務分野から企業の予防法務を実現する

—09

弁護士 安 川 尚 美

離婚・相続・雇用の問題に努力

弁護士 池 上 恒 太

弁護士ならではの経験を活かす

—10

弁護士 石 松 慶 康

リーガルチェックの必要

弁護士 濱 田 督 祥

戦略的協働の実践について

弁護士 秋 谷 圭 太

今年は飛躍の年へ

弁護士 吉 田 克 己
(北海道大学名誉教授)

実務と理論の架橋・物権法の体系書完成

—11

(法学博士〔東京大学〕パリ第13大学名誉博士)

顧問弁護士 富 田 純 司

(第一東京弁護士会所属、長野法律事務所)

部分最適は必ずしも全体最適にあらず

顧問弁護士 遠 藤 英 翔

(遠藤家族信託法律事務所)

家族信託で新しい取組みを！

—12

医療顧問 吉 木 敬

(北海道大学名誉教授)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

—発生から3年—

顧 問 檜 森 聖 一

((株)北海道二十一世紀総合研究所元会長)

2023年 北海道経済の展望

—13

顧 問 中 村 栄 作

((株)北海道二十一世紀総合研究所元会長)

北海道の2023年は「コロナ復興元年」へ

顧 問 山 本 邦 彦

(北海道国民健康保険団体連合会理事長)

ウィズコロナに軸足を置いた政策を

—14

公認会計士 斎 藤 納 文

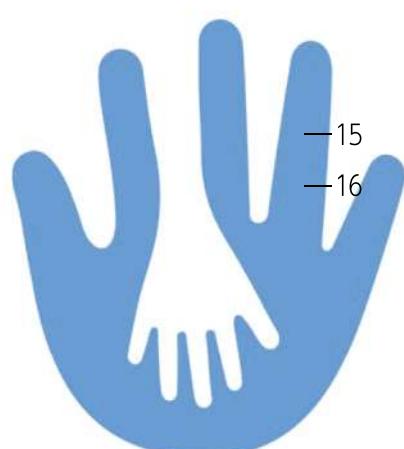
事前対応・専門横断・全体最適

—15

コラム 戰略的協働

—16

お知らせ





2023 年のアネモス（神風）
19 名の弁護士と専門家の力を
あわせた戦略的協働によって
問題解決能力を強化

所長弁護士 村松 弘康
Muramatsu Hiroyasu

1. はじめに

「困難に遭遇し立往生している会社と、個人の方々のための、**最後の砦**になりたい」。この初心は今も事務所の目標です。

2023 年は、事務所所属弁護士 17 名と顧問弁護士 2 名《富田純司弁護士（長野法律事務所・第一東京弁護士会所属）・遠藤英嗣弁護士（遠藤家族信託法律事務所・東京弁護士会所属）》を合わせた合計 19 名の弁護士の戦略的協働によって問題解決能力を飛躍的に強化することを目指します。そのために弁護士 1 人 1 人の得意分野に磨きをかけ、専門分野を究めて、解決能力の強化に努力いたします。

また、一つ一つの事件に全精力を投入し、迅速かつ適切な解決を実現いたします。

これ以上は無理だと自らが納得するまで努力を重ね、「競り勝つ仕事」を目標に努力いたします。お客様からの忠告・苦情・お褒めの声は、私共の生きがいであります、仕事のエンジンにほかなりません。これからも裁判という土俵で、堂々と、全力を尽くして勝負する戦闘集団を目指します。

2. 今年の重点目標

第一に、経営者の皆様に対する総合的な支援



を目的とする「戦略的協働チーム」の活動を強化いたします。個々の問題解決はもとより、問題発生の原因をつきとめ、経営の「全体最適」を実現する。そのために、弁護士のみならず、企業法務、信託に造詣の深い弁護士、国際的視野をもち、財務・税務に精通した会計士、金融機関OBに加え、医師、研究者など、専門家の力を戦略的に結集し協働する活動を更に充実・強化いたします。具体的には事業の問題点を検証するだけでなく、事業の変革、新たな事業の創造についても協働の力で検討し、現実化する努力をいたします。

第二に、分野ごとの専門チームを結成し問題解決の迅速化を図ります。複数の弁護士による複眼的検討を徹底し、協働して問題解決にあたります。

たとえば、(1) 会社については、総合的課題に取り組む「戦略的協働チーム」とともに①知的財産権、著作権、②事業再生、事業承継、M&A、整理・清算、(2) 個人については、①個人再生、清算、破産、②個人事業の承継、相続、③離婚、離縁、養子縁組、④交通事故、労災事件など問題ごとにチームで取り組みます。

第三に、社会貢献活動（CSR）に取り組みます。

はじめに、高齢者・障がい者の支援を目的と

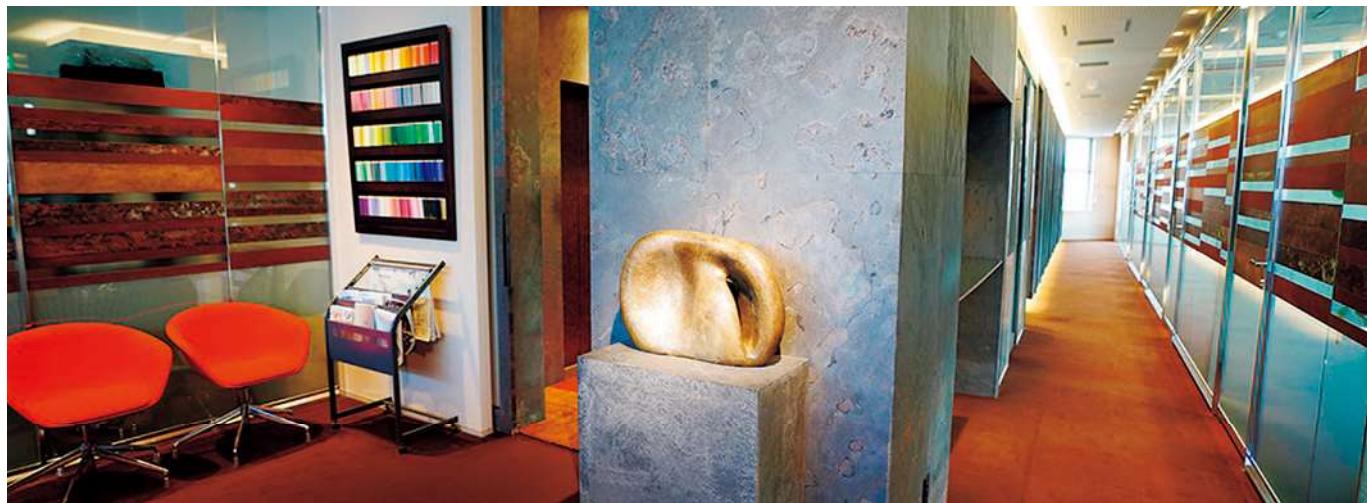
した「ゆとりろ」の活動を強化いたします。北海道では、人口減少と高齢化が確実に進んでいます。

事務所では7年前から高齢者・障がいの方の相談に対応する「ゆとりろ」の活動を続けています。高齢者の身の回りの問題、住宅問題、事業の後継者の問題、元気なうちの任意後見の活用、信託を活用した相続の仕組みづくりなど、解決しなければならない課題の解決にこれからも積極的に取り組みます。

B型就労支援「リベラ」の協力を得ながら、障がい者の仕事場を増やし、出来るだけ、高額の工賃（道内平均の1.5倍）を実現するために努力いたします。事故の後遺障害、とりわけ高次脳機能障害、うつ病、ひきこもりなどで仕事の機会を失っている方々に対して、さらに就労の場を増やす努力も継続いたします。

第四に、北海道に新規事業を展開し、雇用の場を拡大する**経営者の育成**を更にすすめるために、**北海道フロンティアカレッジ**の発展に努力いたします。雇用を拡大するためには、事業の増加、規模の拡大が不可欠です。雇用の場が広がれば、就労者が増加し、経済は豊かになり、地域は活力にあふれます。19年前、経営者を育成する北海道フロンティアカレッジを開塾し、





現在18期生（コロナで1期空白）が勉強中です。塾生はのべ468名に達しており、少なくない塾生が経営者として新規事業に挑戦し成功されています。これからも起業を志す方々のスタートアップを応援し続けます。

第五に、12年目をむかえる「HOKKAIDO木村秋則自然栽培農学校」の取り組みです。農学校では木村校長の指導を受けながら、肥料・農薬・除草剤を一切用いず、大豆と酢とインド産のニーム液と雑草の力をを利用して農作物（ワイン用ぶどう、りんご、さくらんぼ、ハスカップ、ブルーベリーの他、野菜全般）を生産する技術を学び、実践しています。生徒は全国から集まり、のべ430名に達し、新規就農者も増えています。

最近、地球温暖化の原因として、農業・畜産から発生するCO₂が温暖化ガス全体の約3分の1から4分の1の割合を占めることが指摘されています。

また、農地に農薬・化学肥料・除草剤を投入することによって、温暖化ガスを発生させることのみならず、土壤の微生物の減少・死滅を引き起こし、農地の生産力（地力）を低下させることも指摘されています。EU・アメリカでは農地の微生物を再生し、地力を回復するために、化学物質を農地に投入しない「再生農業」が注目を浴び、実践が始まっています。

地球の温暖化を止めるだけでなく、食糧生産の自給率を上げるためにも、自然栽培・再生農業の普及に取り組んでいる農学校の役割の強化に努めます。

最後に「和っしょい北開道」によるつながりを強化いたします。

2008年（平成20年）北海道神宮開拓神社大神輿渡御に市民の誰もが参加できる市民組織「和っしょい北開道」を結成しました。日本最大級4.5トンの神輿（みこし）を人力のみで運行する大神輿の渡御は人気が高く、これまで多くの市民の参加によって支えられています。

大神輿の運行には、500名を超える担ぎ手の協力が必要です。担ぎ棒に肩を入れると、満身の力が沸き上がります。交通事故で下半身不随になり、車椅子に乗っていた女性が、担ぎ棒の上に乗せられ、宙に浮いたときの笑顔は、和っしょい北開道の原点です。

コロナによって3年間、祭りは中止になっていますが、今年こそは担ぎたいと熱い声が寄せられています。大神輿が作り出す担ぎ手の協力・共働・共感の輪を更に広げるために、「和っしょい北開道」の活動の更なる普及・強化に努力いたします。



転ばぬ先の杖

弁護士 **畔木 康裕**
Kuroki Yasuhiro

弁護士となって 15 年目となりました。登録以来、民事再生手続や特別清算によるゴルフ場や建設会社の経営再建、経営に行き詰った法人様について破産手続を通じた事業の承継支援に努めてきましたほか、近年は従業員との雇用関係を巡るご相談や裁判への対応案件をお受けしています。

これまで担当してきた案件のいずれも問題の根は深く解決は困難でしたが、諦めずに粘り強く取り組

んだ結果、多額の有利子負債の圧縮による健全経営の実現、高等裁判所での逆転判決の獲得に結びついたことは大きな喜びでした。

「転ばぬ先の杖」という言葉の通り、不安を感じられたときは早期にご相談いただくのが最良ですが、実際には問題が煮詰まってどうすることもできなくなってからご相談に来られる方が大半です。

そのような場合であっても、しっかりとご相談をお聞きしてその解決に向けた努力を尽しますので、是非ご相談いただければと思います。

これからも最新の実務の動向を研鑽し、皆様に最良のご提案を行なって参りますので、ご期待下さい。



仕事に精進

弁護士 **田島 麻紀子**
Tajima Makiko

出産・育児休暇を頂きましたが、本年より完全復帰しました。

出産・育児休暇中は皆様には大変ご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。皆様の温かいご配慮のおかげで、無事出産でき、休暇中はふわふわもちもちとした子供との貴重な時間を過ごすことができました。お心遣いに心より感謝申し上げます。

子育てをしながらの勤務となりますので、ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、今後も皆様のお役に立てるよう、より一層精進いたしますので、本年も変わらぬご厚誼のほどお願い申し上げます。



弁護士会務と弁護士業務の拡大

弁護士 **藤野 寛之**
Fujino Hiroyuki

札幌弁護士会の業務改革推進委員会の副委員長に就任し、弁護士会の会務にこれまで以上に取り組んでいます。業務改革推進委員会は、弁護士がこれまであまり取り組んでいなかった分野に、弁護士がより関与していくための活動などを行っている委員会です。

私は、平成 28 年から令和元年まで、国税不服審判所という役所で、国税に関する行政処分の適法

性が争われる不服申立手続の審理に携わっていましたが、国税に関する分野には、まだまだ弁護士の関与が不足しているものと痛感しました。昨年は、当時の人的繋がり等を生かして、弁護士会と国税不服審判所との連携を図り、弁護士がより国税不服申立の分野に取り組んでいくための活動に取り組みました。

御依頼いただいた案件に精一杯取り組むとともに、弁護士会務等も通じ、弁護士業務の幅を広げることで、より皆様のお役に立てるようにならうとしたいと思いますので、変わらぬご支援のほどお願い申し上げます。



紛争の未然防止

弁護士 脇山 正幹
Wakiyama Masaki

近時、交通事故に加え、高齢者の財産管理に関する紛争や遺産に関する紛争にも接する機会が多く、最近は、高齢となった両親の財産管理等の問題に関するご相談が増えてきているように感じます。財産管理の問題は、後に遺産相続の問題に発展するため、生前のうちに家族間で話し合うことは、紛争の未然防止の観点からも重要であると感じます。

紛争を未然に防止するという視点は、上記の財産

管理の問題だけでなく、日々の企業法務にも同様のことが言えると思います。激動する経済情勢の中で厳しい経営を強いられる企業もあるかと存じますが、本年は、紛争の未然防止の観点から企業法務にも注力し、企業の発展に尽力ができるような活動ができればと考えております。



Web会議で打ち合わせの効率化

弁護士 清水 啓右
Shimizu Keisuke

各種契約書の作成・レビューから債権回収、取引先との賠償問題、従業員との労務問題、未払家賃や明渡し等の不動産トラブル、交通事故、離婚に至るまで、数多くの法人、個人の方々から幅広い案件のご相談・ご依頼を頂いております。

価値観や生活スタイルが目まぐるしく変容していく中で、我々弁護士も従前の慣習、考え方に入ることなく、臨機応変に対応することが求められて

いると感じます。当事務所においても、WEB会議方式の導入以降、遠隔地やお仕事等でご来所が難しい方とのお打合せがスムーズに行うことができるようになり、また、各種ツールによって外出先や移動中の情報共有、コミュニケーションが円滑に行うことができるようになりました。また、裁判手続においても、WEB会議方式での期日進行が普及定着し、従前FAX等で提出していた裁判所類を電子提出する運用も開始されます。

今後も、常に最新の情報を取り入れて研さんを怠らず、より質の高い法的サービスが提供できるよう努めてまいります。

7



裁判前の異議申立の活用

弁護士 本池 俊夫
Motoike Toshio

日頃から、たくさんのご相談・ご依頼を頂き、様々な案件を担当させていただいております。

中でも、かねてから訴訟を追行してきた建築瑕疵や工事瑕疵をめぐる複数の専門的な裁判について、勝訴あるいは勝訴的和解を勝ち取ることができたことは、大変喜ばしい結果であったことはもちろん、長きにわたってご依頼者様が共に訴訟を戦い抜いていただいたからこそその成果でした。

他方で、近年には交通事故事件について、加害者側保険会社や自賠責保険が、「車の修理額が低額である」などの理由から、治療費の支払の一切を拒否する事例が増えているように感じます。

以前より、このような事例について、訴訟により損害賠償を請求するなどしていましたが、昨年には訴訟に至る前に自賠責保険の認定に対して異議を申し立てた結果、自賠責保険が異議を認めて判断を覆したとの成果を得た事例もございました。

皆様からのご相談について最善の解決を得られるよう、そして一つでも多くのご相談について助力させていただけけるよう邁進して参ります。



裁判官としての経験を踏まえた弁護士の訴訟活動の在り方

弁護士 **内田 健太**
Uchida Kenta

1 自己紹介

私は、平成26年1月に裁判官に任官し、大阪地裁、札幌地裁、福岡家裁（小倉支部）において勤務してまいりました。令和4年9月に裁判官を退官し、同年10月に当事務所に入所いたしました。

2 弁護士としての抱負

紋切り型の判決ではなく、事案に即した適切な判

決を勝ち取るためにには、裁判官に当該事件の「顔」（紛争の背景事情、当事者の関係性や心理状態等）を具体的にイメージしてもらうことが不可欠だと考えます。

裁判官は常時200件近い訴訟を抱えており、現場を直接見る機会はほとんどなく、審理の終盤まで当事者と直接会う機会すらないのが実情です。私自身も、裁判官として、当該事件の「顔」を具体的にイメージすることが難しいという悩みを抱えて勤務してまいりました。

自身の経験を踏まえ、どうすれば裁判官に事案の「顔」をイメージしてもらえるかという観点から、依頼者様からの十分な聞き取り、説得的な書面の作成、幅広い視野からの証拠収集等の訴訟活動に尽力してまいります。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



顧問契約の活用により紛争の予防を図る

弁護士 **村松 康之**
Muramatsu Yasuyuki

皆様の中には、「弁護士=裁判」というイメージを持たれている方が多いのではないでしょうか。しかしながら、その実態は、裁判の割合よりも、個々の問題を裁判外で解決したり、顧問企業からの相談を受けている割合の方が大きいのです。その中でも、今注目されているのは、「予防法務」です。「予防法務」とは、企業と弁護士が、具体的な争いや問題が起こらない体制を企業内で構築することを意味

します。例えば、ある企業は、就業規則が未整備のため、未払賃金の訴訟を提起され、結果として8ヶ月分の給与（約300万円）を支払って和解しました。仮に「予防法務」の体制を構築し、就業規則をきちんと整備していれば、その様な負担を免れることができました。このような「予防法務」体制を構築するために用意しているのが「顧問契約」制度です。顧問契約を締結していただければ、専属の弁護士が担当し、日常的な法律問題等について顧問企業と綿密に協議して、「予防法務」の体制を構築します。顧問契約の費用は、月額5万円（税抜き）～となっており、パートさんを1人雇う金額で法的サポートを受けることができます。

このような「予防法務」体制の構築をさらに強化していきたいと考えております。



事前の対策による企業の成長を目指して

弁護士 **大崎 智也**
Ohsaki Tomoya

日頃から様々な案件を担当しておりますが、近時、労働関係の事件を担当する数が多いように思います。労働関係の事件と一口に言っても多くの種類がありますが、事前の準備が肝要になります。一例として、使用者側において近時問題になることが多い固定残業代（定額残業代）については、その支給内容の定め方や支給方法等によって、その有効性の判断

がなされることとなるため、制度設計の段階で既にその肯否が見通せる場合が少なくありません。もちろん、突発的な事故対応や問題社員の対応など紛争を回避することが難しい事案もありますが、労働関係の紛争は、その多く（未払賃金の請求等）が事前の準備や法に従った適切な運用を行っていくことで防ぐことが可能です。労働関係の紛争は、会社側にとっても負担が大きく、営業活動に支障が生じることもあるため、事前の対策により未然にこれを防ぐことが重要です。

ご依頼いただいた皆様の利益を最大化するためのお手伝いをできるよう努めて参ります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。



労務分野から企業の予防法務を実現する

弁護士 柴野 淳一郎
Shibano Junichiro

お受けした労務分野のご相談の傾向として、紛争が生じた原因が、就業規則が作成されていない、作成されていても内容に不備がある、労働者に周知されていない等、就業規則の内容や運用に問題があるという特徴がありました。

就業規則は、網羅的に労働契約の内容を定めるほか、企業秩序を乱す労働者に対して懲戒権を行使する際の根拠としても必要となります。

このように、就業規則には、労働者との関係を規律する重要な機能がありますので、その内容を整備し、従業員に周知（従業員がその内容を確認しようと思えばいつでも確認できる状態に）することで、多くの労務問題を未然に防ぐことができると言えます。

皆様からの労務分野のご相談に対し、ご相談内容に対する解決策のご提供に加え、就業規則の内容や実際の運用状況について確認させていただくなど、将来的な紛争予防の観点からのアドバイスも積極的にご提供したいと考えております。



離婚・相続・雇用の問題に努力

弁護士 安川 尚美
Yasukawa Naomi

厳しい東欧の情勢不安が終結しないまま、新年を迎えることに驚きを覚えています。ゆっくりと、確実に市民の生活にも影響が及んでいるのを感じ、さらに慌ただしい年の瀬となりました。その一方で、同性間での法律婚について、東京地方裁判所においても、同性愛者についてパートナーと家族となるための法制度が存在しないことを問題視する判決がなされ、大きな変化があったように

思います。

様々なご相談やご依頼を頂く中、離婚や相続、雇用にまつわる問題を担当させていただきました。長きにわたる関係が終わる局面においては、予想を超える問題が噴出し、紛争が長期化することも少なくありません。しかし、紛争を終えた後も生活や事業は続いていきます。ご依頼者様、ご相談者様の本来の生活、本来の事業が滞りなく次のステージへ移ることができ、実りあるものとなるよう、本年も一層の精進をしてまいります。



弁護士ならではの経験を活かす

弁護士 池上 恒太
Ikegami Kouta

私は、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律が定める制度によって、弁護士をしています。もともとは裁判官です。

日本では、原則として弁護士、裁判官、検察官のいずれかになると、他の職業につくことはできません。そこで、2年間という限定された期間にはなりますが、裁判官に裁判所の外で多様な経験を積んでもらい、能力・資質の向上や職務の充実を図ろうと

いうのが、弁護士職務経験という制度です。

同じ法律の専門家であっても、裁判官と弁護士では、仕事の内容はかなり違います。これまで裁判官として培ってきた知識や経験が生かせる場面ももちろんありますが、一から勉強しなければならない場面もたくさんあります。

依頼者の皆様とともに、事案の解決に向けて頑張ってきた経験は、弁護士にならなければできないことでした。

2023年3月には任期を終え、裁判所に戻ることになりますが、少しでも依頼者の皆様のために頑張ります。



リーガルチェックの必要

弁護士 石松 慶康
Ishimatsu Yoshiyasu

日頃から、格別のご支援を賜るとともに、多数のご相談を頂き、厚く御礼申し上げます。

私が担当させていただく業務の1つにリーガルチェックと呼ばれる契約書の内容を法律上問題がないか等をチェックする業務があります。

一口にリーガルチェックといっても、①作成者②契約締結交渉の進捗③相手方との力関係、といった状況の違いが必ず存在します。そのような中で、私

としては、これまで以上に、より皆様の事業にコミットし、皆様が相談したいと思えるリーガルチェックを目指していきたいと考えています。

契約書のリーガルチェックを経たとしても全ての法的紛争を防ぐことができるわけではありませんが、しっかりとリーガルチェックを行っておくことにより、仮に紛争となったとしても、想定される法的トラブルに向けて準備を行っておくことも可能となります。

本年も、皆様の事業・ビジネスを加速させるお手伝いをできるよう努めてまいりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



戦略的協働の実践について

弁護士 瀬田 睿祥
Seta Shigeyoshi

私は、当事務所に入所し、企業法務（企業活動を行う際に付随する法律事務全般等）、一般民事（離婚、相続、交通事故、債務整理、労働事件、民事執行等）、刑事事件等様々な案件を受け、ご依頼者様と一緒にになって、歩んできました。弁護士としては、3年目となりますが、ご依頼者様との信頼関係を大切に本年もさらなる法的サービス向上を目指し、精進して参ります。

昨年から、「戦略的協働チーム」の一員として、業務をさせていただいております。企業法務等様々な案件の中で、会計・財務・税務等の問題は必ず存在します。その際に、専門家の方々と気軽に協議することができる環境は大変有り難く思っています。法務の観点からのみでは、気づけない視点もあり、ご依頼者様のお悩みにあわせて、総合的なご助言をできることは、弊所の強みだと思います。ご依頼者様によって、お悩みの方向性は異なりますが、「戦略的協働チーム」として全体最適と考えられる解決策を迅速にご提案させていただきたく存じます。

気持ちを新たに取り組んで参りますので、お気付きのことは何なりとご指導頂ければ幸いです。

変わらぬご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。



今年は飛躍の年へ

弁護士 秋谷 圭太
Akiya Keita

昨年は、多くのご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年は、交通事故事件をはじめ離婚事件や破産事件など多種多様な事件を担当しました。新人弁護士として、学びの一年だったと感じておりますが、ご依頼者様からの厚い期待に応える中で弁護士として一回り成長できたと考えております。

本年は弁護士として飛躍の年にしたいと考えてお

り、そのためにはご依頼者様の期待に応えられるよう日々の研鑽に励むとともに、たとえ小さな声であってもご依頼者様の声に耳を傾け、ご要望に沿えるように尽力いたしたいと存じます。

また、時代の変化に伴い、弊所に依頼される案件も複雑になってきており、高度な専門性が要求される事件も増えてきたと肌で感じております。まずは多くの事件に身を置く中でスペシャリストとして飛躍するための土台を固めたいと考えております。

皆様におかれましては、本年も変わらぬご厚誼のほど何卒お願い申し上げます。



実務と理論の架橋・ 物権法の体系書完成

弁護士 吉田 克己
Yoshida Katsumi

北海道大学・早稲田大学での教育研究の仕事を終えて村松法律事務所に一席を得てから、早くも4年近くが過ぎました。大学での研究を活かしつつ、皆様の権利利益を擁護する活動ができるように、努力しています。事件に適切な理論を構築するためのお手伝いをすることが、活動の中心です。また、研究活動にも取り組んでいます。

今回は、昨年度の研究活動を振り返ってみます。懸案だった物権法の体系書は、数年の期間を要して原稿を完成し、出版社に提出しました。分量が多く

なり、3巻本として公刊する予定です。本年の遅くない時期に出版されるはずです。また、2本の学会報告も担当しました。ひとつは、日本私法学会という日本の民法、商法、民事訴訟法の研究者がほとんど参加している大きな学会のシンポジウムでの報告です。昨年度のテーマは、《高齢者と私法》でしたが、その総論報告「多様な高齢者像と高齢者法のあり方——民法学からの接近」を担当しました。もうひとつは、ジェンダー法学会というジェンダー法を扱う日本唯一の学会の20周年を記念するシンポジウムでの報告です。シンポジウムのテーマは、《ジェンダー法学の過去・現在・未来》というもので、その中で、「司法におけるジェンダー平等」という報告を担当しました。

本年度も、実務と理論を架橋するための活動に取り組んでいきます。どうかよろしくお願ひいたします。



部分最適は必ずしも 全体最適にあらず

顧問弁護士 富田 純司
Tomita Junji

顧問弁護士の富田純司です。

★東京有楽町で45年近く、企業法務を中心としながら、あらゆる面での弁護士活動をしています。その中で、村松弘康弁護士とは、司法修習のとき以来共に「高い志を持つ」を信念として今日まできました。

私は「好きです！ サッポロ！」人間ですが、北海道の冷涼な空気が人間の知性を育てると思いますが、知性が整うと自ずから友情を育てると考えております。そのようなことから、令和3年11月から、村松法律事務所で、さらなる高みを目指して、

弁護士活動を始めさせて頂くことになりました。

★「志高い」とは、「常に原点に帰って考える」とか、「本質的に全体最適にものを考える」だと思っております。

現代の知性は「部分最適は必ずしも全体最適にあらず」との落とし穴にはまることがあります。部分最適を目指して良しとするのは「志が高い」とは言えません。それを全体最適にまで持っていくのは、そのテーマや問題の解決法を考える人間が「戦略的協働」関係を作ることだと思います。村松事務所において、この「戦略的協働」を実践し、さらに発展させて行きたいと考えています。（戦略的協働は、実は日本人の得意なところだろうと思います。なぜなら人間同士の「信頼」が基盤にあるからです。サッカーのドイツやスペインに勝ったのも、監督・選手全体にこの戦略的協働が実現したからだと思います）

★どうぞ、よろしくお願いします。



家族信託で新しい取組みを!

顧問弁護士 遠藤 英嗣
Endo Eishi

新しい年を迎えられ、皆さんも、長く垂れ込めていたる暗雲を追いやり、明るい世の中での生活を望んでおられるものと思います。そのような中において、私どもは頼れる法律事務所を維持継続しようと、村松法律事務所と連携をし、家族信託をはじめ相続や成年後見などの家族法中心の仕事を担っています。

一昨年になりますが、令和3年9月17日東京地裁において、ずさんな家族信託支援業務を行った士業専門職につき、私どもが原告代理人となって、不法行為による損害賠償請求を提起し、勝訴判決を得ました。この事件は信託の組成を頼んだ高齢の依頼者の期待を裏切る不誠実な仕事をし、結果、信託契約書を一から書き直し登記もやり直しを余儀なくさせたという事案です。この判決は、士業専門職にとっては厳しい内容でした。

この背景にあったのは、被告専門職の二つの誤りでした。共通しているのは、「何でもできる」との考え方ですが、そこに陥ったのがあったと言えます。その一つは、「信託は何でもできる」、「信託専用口座である信託口座の開設はどこでも可能だ」といううがった考えがあったことです。確かに、信託法学の第一人者の四宮和夫教授は、「信託には無限の可能性があり、それを制限するものがある」とすると、そ

れは専門家の想像力の欠如である」と言っています。そのとおり、信託にはいかなる夢をもかなえる可能性があることは確かですが、それはあくまでも基本的ルールを守って初めて達成できるのです。

それに、この専門職は、「自分は、家族民事信託のエキスパートである。金融機関でも、セミナーの講師をしている。知識もあるし、『何でもできる』」と過信したことが背景にあると思われます。結果、金融機関において、信託口座が開設できない信託契約書を作成してしまったのです。この判決は、私ども法律家に重い責任を課したもので、唯一被告に対するものではありません。

今日、遺言は絶対的効力を失い、また高齢の認知症の人を護る成年後見制度もメリットが感じられず使い勝手が悪く嫌厭されています。このため、家族信託が一層注目を受けています。家族信託は、成年後見制度を補完し、遺言に代替する仕組みなので、これを利用しようという人が増えています。そんな中、私たちの法律事務所は、家族信託がより良い機能を発揮できるように、柔軟な思考で、多くの方々に夢を与えて、希望を実現していただこう、全国の人に門戸を開き、リーガルサービスを提供しています。本年も、村松法律事務所ともタッグを組んでまいりますので、ご支援ご愛顧願いたいと思います。



新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) —発生から3年—

医療顧問 吉木 敬
Yoshiki Takashi

COVID-19パンデミックは発生から3年、まだまだ収束がみえず、日本は今やその感染拡大の中心にいるようです。日本での感染はこれまで7回の感染の波を経験し、現在、ほぼ連続して第8波の感染が押し寄せています。AI予測では第8波の感染ピークは2023年1月中旬で、東京都で1日の感染者数は3万から6万人と予測されています。第7波ではオミクロン株の系統BA.5が流行の主流でしたが、第8波の流行ウイルスはBA.5から派生した複数の変異株BF.5、BA.5.2、BA.5.2.1です。第8波のウイルスの特

徴は今のところ複数の変異株が流行の主役で、変異株のスープ(variant soup)と呼ばれています。今後、その中の感染力の高い変異株が感染の主力を占めれば、1日当たり東京都の感染者数は過去最多を大幅に上回る恐れがあるとの予測です。しかし、感染収束に向けて注目される事実は顕著な感染拡大に比し、死亡者が優位に減少している点です。致死率は現在季節性インフルエンザと同等の0.01%程度まで低下しています。新規の治療薬も承認されており、徐々にですが、感染の経過は普通の風邪の様になりつつあると感じています。むやみに恐れず、三密の回避、換気、マスク、嗽、手洗い、ワクチン接種に努め、自分や家族を守って欲しいと思います。日本、特に北海道はこれから厳冬期を迎える、密閉空間で生活する事も多く、インフルエンザの流行も気になります。2023年は克己心と忍耐力、協調性と他者への配慮がこれまで以上に問われる1年になりそうです。



2023年 北海道経済の展望

株式会社北海道二十一世紀総合研究所
元会長 檜森 聖一
Himori Seiichi

道内GDPの6割超を占める個人消費についてです。2022年の道内の雇用環境はコロナ禍からの回復がみられましたが、所得環境は物価高の影響から実質賃金の前年下回りが続きました。2023年の個人消費も、生活必需品を中心とした価格上昇が実質購買力を下押し重石となるものの、政府による「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」や、コロナ禍で行動が制限され中止・縮小されていた各種イベントの本格再開、観光関連の回復などが押し上げ要因となり、増加を見込んでいます。もっとも、消費マインドを示す消費者態度指数は低水準で推移しており、個人消費が本格回復に向かうためには、物価を上回る賃上げの実現が必要となりましょう。住宅投資は、建設コストの高止まりから減少が見込まれます。設備投資は、輸入コスト増大や資材価格高騰が企業収益を下押しすることが見込まれるもの、札幌圏における都市再開発事業や、再生可能エネルギー関連の投資が続いていることから堅調な推移を見込んでいます。公共投資は、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化計画」

や北海道新幹線建設工事などにより高水準が続くことが見込まれます。観光関連では、インバウンドの受入れ再開・水際対策の緩和が行われており、中国のゼロコロナ政策の動向に左右されるものの、インバウンド消費による2023年道内経済の押し上げが期待されます。

以上を踏まえ、2023年の北海道経済は、インバウンド消費の回復がけん引役となりプラス成長が見込まれます。もっとも、物価高などの下押し要因も多く、2022年からは減速する見通しです。足元では、「いまだ終息のみえないコロナ禍」、「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻」、「台湾問題などをめぐる米国と中国の対立」が重なり、不確実性の高い状態が続いているおり、2023年も下振れリスクを内包した先行きの不透明感な状況が続くでしょう。

今年の干支は、「兔」です。卯年は景気が上向きに跳ねる、回復するといわれており、株式相場では縁起の良い年として知られているようです。足元では不透明感から景気減速懸念が強まっていますが、危機を機会に変え、2023年を飛躍の一年にしたいものです。

最後になりますが、2023年が皆様の大きな飛躍の年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

13
! :



北海道の2023年は「コロナ復興元年」へ

株式会社北海道二十一世紀総合研究所
元会長 中村 栄作
Nakamura Eisaku

1. コロナ復興への覚悟=コロナ禍は戦災並み

23年、日本社会はコロナ後の復興へ大きく舵を切ります。コロナ禍は「明治時代の戦争」並みで、復興には相当の覚悟が必要です。

- ①コロナ感染者数は25百万人で、死者は5万人 コロナ対策費は80兆円以上 (GDP550兆円比15%)
- ②日清戦争は戦死者1万人 軍事費2億円 (GDP15億円比14%)
- ③日露戦争 戦死者9万人 軍事費18億円 (GDP90億円比20%)

2. 「ゼロゼロ融資」の返済問題

コロナ対策として20年3月から開始され、実質無利子・無担保の融資制度なので「ゼロゼロ融資」と呼ばれます。上限6千万円で、234万件、42兆円の融資実績となりました。3年据置後の23年度から返済が急増します。事業回復が遅れている企業向けに「借換制度」を新設予定ですが、追加対策も必要。

3. 北海道の産業復興にむけて=宿泊業と飲食業の事例

宿泊業と飲食業を合わせた北海道の就業者数は19年22万人→21年17万人に5万人減少しました。特にインバウンド観光客は18年度310万人のピークから、コロナで一気にゼロになりました。23年は「コロナ後の成長戦略」を描くとともに、「働き手の確保・回復」が大きな課題です。コロナを契機に、高齢就業者が労働市場から退出し、「働き手の確保」はいよいよ最大の経営問題となります。



ウイズコロナに軸足を置いた政策を

北海道国民健康保険団体連合会
理事長 山本 邦彦
Yamamoto Kunihiko

新型コロナウィルス感染症の影響で、観光業界とりわけ旅館・ホテル業は、極端な需要減に見舞われて来た。そこで国は、2020年度になって、長引く「鎖国」政策を転換。10月からは海外からの個人旅行を解禁するなど、漸くインバウンドの需要回復策に転じた。

今、旅館・ホテル業界では、人の往来が進みだし、明るい兆しが見えている。コロナ禍で旅行需要が消失した20年度をボトムに市場は回復傾向へと向かっているとの指摘もある（帝国データバンク）。

そうした中で、ここに来て、旅館・ホテル業界では、人手不足問題が顕在化。コロナ禍で他の業界に流れた人材は、簡単には戻らず、四苦八苦の状況に陥っている。一つの解決策として、外国人材の活用が期待されているが、これについても、なお制度の拡充や柔軟な運用が必要である。経団連は、昨年、外国人政策のあり方について提言。外国人を単に受け入れる国から、戦略的かつ積極的に「誘致する国」に入管政策の発想の転換を求めている。旅館・ホテル業においても、この技能実習生への期待は大きい。世界各国でパンデミック（世界的大流行）からエンデミック（一定期間で繰り返される流行）に舵を切る動きが広がる中、日本にその気配はないとの識者の指摘もある。

ウイズコロナに軸足を置いた政策こそが、今こそ求められている。



事前対応・専門横断・全体最適

公認会計士 斎藤 毅文
Saito Takaaki

改めまして公認会計士の斎藤毅文と申します。

昨年からスタートした「戦略的協働」につきまして、具体的な取組をご紹介いたします。

引き続きコンセプトは、「事前対応・専門横断・全体最適」となります。

- ・経営に対する意見を異にする株主から、株式を買い取りました。
- ・経営者が個人で営む事業をグループ企業から切り

出すべく、株式移転・株式交換・会社分割により、グループ構造を変更しました。

- ・M&Aに当たって、買取価格・買収方法・資金調達方法を検討しました。
- ・企業グループの役員について、評価・報酬・賞与制度を再構築しました。
- ・新規事業について、リスク・リターンの評価を行い、事業計画を策定しました。
- ・Covid-19の影響を受けた事業を再構築し、補助金を受給しました。
- ・相続を見据えた財産分与案を策定し、個人財産と会社財産とを整理しました。

今後は、更に活動範囲を拡げてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

戦略的協働

1、この「戦略的協働」という言葉は、聞き慣れない、何か厳（いかめ）しそうな言葉ですが、村松法律事務所で「育った」言葉です。

というのは、2008年3月北海道大学経済学部後藤祐一先生が、ツール・ド・北海道に実施について「NPO・政府・企業間の戦略的協働に関する実証研究」をされ、各セクター間に戦略的協働と言える関係が成り立ったからこそ、成功した、と発表されました。そして、後藤祐一先生は次に「脱スパイクタイヤによる車粉公害の撲滅活動に関する戦略的協働について同じ研究をされました。

事務所所長村松弘康弁護士は、両件には関わっており、特にスパイクタイヤ禁止については、その中心的メンバーとして主導してきてスパイクタイヤ禁止活動にこの戦略的協働関係を作り出し実現した立役者と言えます。

一つの目的に向かっていくつかの団体が共同して活動するとき、その目的を実現するためには、参加者の「戦略的協働」が重要なものであると知りました。

2、戦略的協働とは、わかりやすく言うと、同じ目的を持った人の集まりにおいて、その参加者が「みんなで考え、みんなで決めて、共通の同じ目的に向かって、みんなで行動する」ということです。（ちょうどサッカーW杯初戦で日本がドイツに勝ちましたが、まさに、日本チームの中にこの戦略的協働が実現したからこそ、勝った、ということは理解できるところです）

3、現在、会社経営に、法務、会計、税務、労務などの観点から、弁護士、公認会計士などの経営に関わる各専門家が必要とされています。

そのような要請需要があることから、今、その事務所に行けばあらゆる問題が解決できる「ワンストップ解決」ができる法律事務所などが増えてきました。一つの事務所に士業が多彩にいて、どのような士業に関わる問題なのかを見極めて、その顧客の相談を受け、すぐに解決していく方向を出して行く、ということは、素晴らしいことだと考えます。

ですが、村松事務所は、それだけでは善しとはしません。それだけでは、本当の意味での依頼者あるいは

依頼会社の十分なる解決になっていない、すなわち「部分最適は必ずしも全体最適ではない」という問題が起きる不安があります。（そして実際にも、その不安が現実化し、すでに村松事務所にそういう案件が来ております。このことは、いくら腕のいい医師と看護師がいても、その間に戦略的協働という関係になれば、最高の医療ということにはならない、ということから、よくお分かりになると思います）

4、具体的に言えば、当該問題が税務であると税理士だけが対応すると、その解決方法が税務に偏りすぎて、例えば、法務問題が忘れられる、ということが起きやすいです。

（実例）相続税対策として、養子縁組をして相続人を増やし控除額を増やすという方法があります。確かに養子縁組をすれば相続税は軽減できます。しかし養子縁組は实际上も法定の親子を作ることになることから、今度は、親子の関係からの苦勞があることから、結果的に相続税が軽減された以上の苦勞を強いられることがあります。この点の法務つまり弁護士の指摘は絶対頭におかなければならぬことになるはずです。

（実例）現在M&A流行りですが、たとえば企業買収でも、会社の所有者と経営者が文化的な共通性を持たないとうまくいかないと考えられますが、この面からのマッチングの重要性はお分かりだと思います。この判断ができる者が関与してのものでなければならぬこともあります。

5、そんなことから、村松法律事務所は、士業の戦略的協働関係になしには、眞の意味での「ことは成せない」「眞の依頼者の願望は実現できない」と痛感しました。（これが、戦略的協働という理念が村松事務所において「育った」という意味です）

6、このようなことから、所長弁護士が中心になり、企業法務に高い見識のある富田純司弁護士、企業会計税務に精通した齊藤毅文会計士、経営に深い経験のある（株）北海道二十一世紀総合研究所元会長の中村先生らと「戦略的協働」を作り、人や企業が抱える問題の本質的な解決に図っていきたい、と考えております。その体制をさらに充実させようと考えております。

多くの会社、あるいは、多くの皆様が、この戦略的協働と言う理念を理解され、当事務所にご相談いただきたいと祈念します。

東京より富田純司弁護士を加え、会計や財務のエキスパート、官公庁や大学出身の専門家で構成され、多面的な切り口と提言で経営の“最適解”を導き出すのが目的だ。

「会社や経済には多様な問題が内包しています。それらを個別に解決する部分最適ではなく、全体最適に導く仕組みが必要です。その仕組みのあるべき構造が戦略的協働です。

今、新型コロナや円安の影響で北海道経済には閉塞感が漂っています。そんな空気を誰かが“ファーストパンギン”となり、打破する必要がある。我々はそんな気概を持つ人に常に全体最適な解を出す伴走者として存在し続ける」と村松所長弁護士は明言する。



総合支援サービス
持たれる方の
シニア &
社会的なハンディキャップを

概要

サービス内容

- 顧問料 5,000 円(消費税別)／年
- 年間 3 回までの相談無料(無料相談券のお渡し)
- 事務所開催の各種セミナーへのご参加
- ニュースレターのお届け



名嘉 瞳稔
Bokunen Naka

【表紙絵】『伊是名島の夜明』

- 1953年／沖縄・伊是名島に生まれる 沖縄工業高校工芸科卒業 デザイン会社「プロジェクト・コア」設立
- 1997年／「地球温暖化防止京都会議」記念切手などに木版画採用
- 1999年／映画『ナビィの恋』ポスター制作
- 2000年／九州・沖縄サミット記念作品「万国津梁シリーズ」制作
- 2001年／映画『地球交響曲 第四番』に出演
- 作品／『新選 名嘉瞳稔版画集』 木画集『南島』(ともに阿部出版)



村松法律事務所

札幌弁護士会 所属
所長 弁護士 村松 弘康

〒 060-0002

札幌市中央区北二条西 9 丁目インファス 5 階

TEL 011-281-0757

FAX 011-281-0886

